

暴風時の講義等の取り扱いに関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、暴風時における講義等の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(暴風警報発令の場合の講義等の取り扱い)

第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の講義等の扱いは次の各号のとおりとする。

- (1) **午前7時現在、暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（沖縄本島の一部に警報が発令されている場合も含む。）は、午前中の講義等は休講とする。ただし、午前10時までには警報が解除された場合は、3時限目から講義等を行う。**
- (2) 午前10時までには警報が解除されない場合は、当該日の全ての講義等を休講とし、構内への入構を禁ずる。
- (3) 講義中に警報が発令された場合は、直ちに講義等を中止する。
- (4) その他、この取り扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は、速やかに適切な措置をとる。

附 則 (平成24年6月27日)

この申合せは、平成24年6月27日から施行する。